

長運輸第140号
長運整第191号
令和4年6月16日

貨物自動車運送事業者 各位

長野運輸支局長

飲酒・酒気帯び運転の防止について

飲酒・酒気帯び運転（以下、「飲酒運転等」という。）の防止については、これまでも機会あるごとに輸送の安全、交通の安全確保のため、貨物自動車運送事業法、道路交通法等関係法令の遵守を指導してきたところです。

しかしながら、今般、北陸信越運輸局管内に営業所を置く貨物運送事業者の運転者による飲酒運転等が相次いで発生しており、飲酒運転ゼロを目標としている「事業用自動車総合安全プラン2025」の達成に向けて業界一丸となって取り組んでいるところ、このような事態は甚だ遺憾であります。

当支局としては、飲酒運転等を行った運転者の所属する営業所に対して、厳正に対応していくところですが、運送事業者及び運転者においても飲酒運転等の防止の取り組みの再徹底を今一度強く求めます。

記

1. 運転者に対して、プロドライバーとしての誇りと自覚をもたせ、飲酒運転等の行為が社会的に許されないことを恒常的に教育すること。
2. 各運転者の飲酒の習慣を把握し、業務中における飲酒の禁止について強力に教育すること。また、依存症の傾向にある運転者には、専門医の受診、カウンセリング、治療等を講ずるなど適切な処置を行うこと。
3. 運行管理者等は、点呼の重要性を再認識するとともに、厳正に確実な点呼を実施し、適切な運行管理を行うこと。